

寄附金に対する税制上の優遇措置について

①個人様の場合

学校法人大阪産業大学は文部科学省から所得税の「税額控除対象法人」及び「特定公益増進法人」の認可を受けておりますので、寄附者様にて「税額控除方式」または「所得控除方式」のいずれかをご選択いただくことが可能です。

寄附金の税額控除または所得控除の手続はご寄附いただいた翌年の確定申告の期間中に本学園発行の「寄附金領収書」と「税額控除に係る証明書（写）」または「特定公益増進法人であることの証明書（写）」を添えて、所轄の税務署で確定申告を行ってください。「寄附金領収書」と「税額控除に係る証明書（写）」、「特定公益増進法人であることの証明書（写）」は、後日、記念品等と共に送付させていただきます。領収書の発行日付は、寄附金が本学園に入金された日となります。

寄附金が2025年12月31日までに本学園に入金された場合は、2025年分の確定申告に必要な「寄附金領収書」と「税額控除に係る証明書（写）」、「特定公益増進法人であることの証明書（写）」を2026年1月中に発送いたします。記念品等は後日送付させていただきます。

※インターネットからのお申込みの場合、本学園への入金日が寄附申込日の翌月末になるため、2025年分の確定申告で領収書等が必要な場合は、必ず11月中にお申込みをお願い申し上げます。12月以降にお申込みされた場合、領収日は2026年1月以降となり、2025年分確定申告にはご利用いただけません。ご了承ください

控除を受けられる場合は、控除を受けられるご本人の住所と氏名を記した領収書が必要となりますので、寄附金をお申込みいただく際は、必ず控除を受けられる方のご住所とご氏名でお申込みいただきますようお願い申し上げます。

詳しい条件などはお住まいの地域を管轄する税務署等へご相談ください。

②法人様の場合

寄附金につきましては、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金に算入することができます。全額を損金算入できる「受配者指定寄付金」と一定額まで損金算入できる「特定公益増進法人に対する寄附金」の制度があり、いずれかをご選択いただけます。

該当する「寄付申込書」をご提出いただく必要がありますので、事前に本校事務室（072-870-1001）にご連絡ください。

なお、日曜・祝日・冬季休業期間（12/28～1/6）は対応いたしかねますので、予めご了承ください。

※①②ともにご家族に本法人が設置する各学校（中学校・高等学校・大学）に入学または受験を予定されている方がおられます場合は、賜りました寄附金は寄附金控除の対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

<寄附金に対する税制上の優遇措置についての詳細は下記 HP をご覧ください>

国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1150.htm>

文部科学省 HP https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/shigakuzeisei.html